新日本保険新聞

（損保版）

第１～４月曜日発行
発行所　新日本保険新聞社
大阪市西区靱本町１丁目５－15
（郵便番号550-0004）
電話　（06）6225－0550（代表）
FAX　（06）6225－0551（専用）
購読料　１か月2420円
（消費税、送料込み）
©新日本保険新聞社 2026

79th Anniversary since1947
創業昭和22年
保険・共済業界と共に歩んで79年

下井保険課長が「顧客本位の業務運営」の定着に向けた行政側の取組みを報告

第７回損保代理店院内集会を開催

第７回損保代理店院内集会が６月12日、東京都千代田区の参議院議員会館内で開かれ、全国の代理店代表や金融庁担当官、国会議員らが参加した。金融庁監督局保険課の下井善博課長は、損保業界における「顧客本位の業務運営」定着に向けた行政側の取組みについて、法制度改正などの進捗状況を報告。兵庫県立大客員研究員（経済学博士）の松浦章氏は基調報告で、代理店手数料ポイント制度の問題点や保険会社の対応の問題点を指摘した。

院内集会のようす

保険会社と代理店は対話通し 二人三脚で業務品質の向上を

■品質評価制度を対話のツールに

金融庁の下井保険課長は、相次いで発覚した不祥事を受けた制度整備の進捗状況について報告した。

同庁は昨年の監督指針改正で、損保会社による代理店に対する指導の実効性確保、代理店に対する過度な便宜供与や不適切な出向の防止、代理店手数料ポイントの適正化などを着眼点として盛り込んだ。さらに今年６月１日施行の改正指針では、特定大規模乗合代理店に設置が求められている法令等遵守責任者に求められる役割についても着眼点に加えた。

下井保険課長

加えて、日本損害保険協会における業務品質評価制度の運営開始に言及。「代理店の皆様におかれては、すでに現場の最前線でお客さまと接し、業務品質の向上に取り組んでいただいているものと承知している。顧客本位の業務運営の実現に向けては、業務品質のさらなる向上が業界全体として求められており、保険会社との対話のツールとして、この評価制度をご活用いただきたい」と述べた。

その上で「足元で一部の代理店からは、保険会社から過度な体制整備が求められているといった声や、業務品質を理由として代理店委託を解除するといった話が寄せられている」と説明。「評価制度は保険会社との対話を繰り返すことで、代理店の規模や業務の特性に応じた管理体制の構築を進め、保険代理店の業務品質の向上を目指していくものだ」とし、保険会社と代理店が「二人三脚」で業務品質の向上に取り組むことが重要との認識を改めて示した。

また、「現在、損害保険業界は大きな変革期にある」と強調。「これまでの実務のやり方から少なからず変更も出てくると思うが、この機会を後ろ向きに捉えることなく前向きにチャンスと捉え、保険業界のさらなる発展と保険契約者の保護に寄与していく取組みを続けていただけることを大いに期待している」と結んだ。

松浦氏

シンニチ保険Web
www.shinnihon-ins.co.jp
購読者専用バックナンバー閲覧パスワード
thunder
2026年8月3日 AMまで
※偶数月の第一月曜日正午ごとに変更

■大手保険会社による監督指針の「矮小化」指摘

基調報告を行った松浦氏は、既存の代理店手数料ポイント制度が全国津々浦々にセーフティーネットを広げる保険の社会的役割を損なっていると指摘。金融庁の改正監督指針の中で、手数料の算出方法について、代理店委託契約に基づき保険会社と代理店との協議・合意により決定されるとの文言が追加されたものの、大手保険会社の間で、新指針を「矮小化」する動きがあると指摘した。

「新たに発足した代理店業務品質評価制度を用いて、代理店に手数料の引下げや今後の進路選択を迫るような行動がないよう、大手損保各社に対して厳しく注意喚起を行いたい」と強調。「手数料の引下げなど時代に逆行している。この仕事に誇りを持って働くことができ、若い世代が飛び込んでくるような新たな制度を早急につくり上げる必要がある」と述べた。

集会には全国の代理店代表らが参加。保険会社による代理店ビジネスへの不当な関与を是正するよう、当局に対応を迫る声が相次いだ。また、与野党の国会議員も複数駆け付けた。出席議員の間では、中小損保代理店の健全な発展を考える超党派の組織結成を模索する動きもある。

27年度上期に一定のCPD制度運営を

日本損害鑑定協会　定時会員総会を開く

公益社団法人日本損害鑑定協会（太田英俊会長）は６月23日、東京・千代田区の損保会館で定時会員総会を開催した。総会では報告事項として2025年度事業報告の件、2026年度事業計画の件、2026年度収支予算の件、損害鑑定人CPD（継続的能力開発）認証制度の準備状況および運営の方向性の件が、審議事項としては2025年度計算書類承認の件、理事選任の件、監事選任の件が採決され、いずれも可決された。

太田会長

2025年度事業報告のうち公益目的事業に関しては、ASC（鑑定技能大学）研修や、損害鑑定フォーラム等を予定通り開催したほか、損保協会から受託している損保協会および損害保険各社向け「地震保険損害認定基準研修」に同会所属のベテラン鑑定人（適任者）を講師として選任・派遣したことを報告。また協会内でも地震保険における損害認定基準について、建物構造別認定方法の詳細を学び、傾斜測量機器による構造物の沈下傾斜の実技確認や、地震アプリ活用も取り入れ、会員所属損害鑑定人向けに実践的な研修の場を集合型で提供した。

2026年度事業計画のうち、損害鑑定の健全な発展に関する研究・調査事業の一環となる損害鑑定人CPD認証制度については、同制度の基盤となる鑑定人共通テキストの作成がほぼ完了したことから、今年度は共通テキストを協会内で開示して意見集約を踏まえた最終調整を進めるとした。その後、2027年度上期に向けて一定のCPD制度運営と試験運用が開始できるよう準備を進めるとした。

理事・監事選任の件では、任期満了に伴い、外部からの理事・監事を加えた新体制に刷新。総会終了後に開かれた臨時理事会で新会長に田中公成氏（株式会社甘糟鑑定事務所代表取締役）が選任された。

理事として10年、会長を４年務めた太田会長は理事を退任。総会後の挨拶では「10年というと長いようだが短く感じられることもある。熊本地震や大阪府北部地震、福島県沖地震、能登半島地震などはこの10年以内に起きたものだ。今年度からは新体制のもとで、損保協会をはじめとする関係団体との連携をさらに深め、損害保険業界の課題や新たな取組みについての研究や検討を進めて行けるよう協力をお願いしたい」と述べた。

春秋

「事前規制」と「事後処分」

金融行政における規制手法は、大きく「事前規制」と「事後処分」に分かれる。事前規制は、詳細なルールや体制整備義務によって、事業者の行動をあらかじめ縛るアプローチで、日本の行政は長らくこれを基調としてきた。一方、事後処分は、事前の細則は最小限にとどめ、違反や被害が顕在化した段階で行政処分・罰則・民事責任、さらには市場からの淘汰によって統制する手法で、アメリカなどはこの色彩が強い。

金融ビッグバン以降、保険行政も事後処分への移行を模索してきたが、直近の不祥事は、自主規律と市場規律だけではガバナンスが維持できない現実を露呈し、結果として特定大規模代理店や企業内代理店への一律規制、比較推奨販売における「八方式」の廃止など、事前規制の再強化に踏み切らざるを得なかった。

もっとも、事前規制は信頼回復には有効である一方、過度に比重が高まると、事務負担の増大や形式主義、主体性の喪失を招きやすい。多様なビジネスモデルが並存する保険募集の現場では、プロセスを一律に細かく縛るよりも、結果責任を伴う事後処分や、情報開示と顧客による選別といった市場規律を組み合わせる方が実態に即した統制になるだろう。

今後の保険行政は、「ルール中心の事前規制」と「プリンシプル＋事後処分＋市場規律」を対立的に捉えるのではなく、リスクの性質や事業者の規律水準に応じて両者を組み合わせたものになるだろう。テクノロジーを活用したモニタリングや、インセンティブ設計を通じて不適切行為の利得を削ぎつつ、重大な逸脱には厳格な事後処分を科す――そうしたハイブリッド型の制度設計こそが、信頼回復と持続可能な競争環境の両立に向けた次のステージだといえる。（知足）